

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案 参照条文

(参照法令一覧)

○ 外国為替及び外国貿易法 (昭和二十四年法律第二百二十八号) (抄)	1
○ 外国為替令 (昭和五十五年政令第二百六十号) (抄)	2
○ 関稅定率法 (明治四十三年法律第五十四号) (抄)	9
○ 輸出貿易管理令 (昭和二十四年政令第三百七十八号) (抄)	14
○ 貿易關係貿易外取引等に関する省令 (平成十年通商産業省令第八号) (抄)	35

○外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（抄）

（役務取引等）

第二十五条 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術（以下「特定技術」という。）を特定の外国（以下「特定国」という。）において提供することを目的とする取引を行うおとする居住者若しくは非居住者又は特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引を行うおとする居住者は、政令で定めるところにより、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定の確実な実施を図るため必要があるときは、特定技術を特定国以外の外国において提供することを目的とする取引を行うおとする居住者若しくは非居住者又は特定技術を特定国以外の外国の非居住者に提供することを目的とする取引を行うおとする居住者に対し、政令で定めるところにより、当該取引について、許可を受ける義務を課することができる。

3 経済産業大臣は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める行為をしようとする者に対し、政令で定めるところにより、当該行為について、許可を受ける義務を課することができる。

一 第一項の規定の確実な実施を図るため必要があると認めるとき 同項の取引に関する次に掲げる行為

イ 特定国を仕向地とする特定技術を内容とする情報が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体（以下「特定記録媒体等」という。）の輸出

ロ 特定国において受信されることを目的として行う電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）による特定技術を内容とする情報の送信（本邦内にある電気通信設備（同条第二号に規定する電気通信設備をいう。）からの送信に限る。以下同じ。）

二 前項の規定の確実な実施を図るため必要があると認めるとき 同項の取引に関する次に掲げる行為

イ 特定国以外の外国を仕向地とする特定記録媒体等の輸出

ロ 特定国以外の外国において受信されることを目的として行う電気通信による特定技術を内容とする情報の送信

4 居住者は、非居住者との間で、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引を行うおとするときは、政令で定めるところにより、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

5 居住者は、非居住者との間で、役務取引（労務又は便益の提供を目的とする取引をいう。以下同じ。）であつて、鉱産物の加工その他これに類するものとして政令で定めるもの（第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に該当するものを除く。）を行うおとするときは、政令

で定めるところにより、当該役務取引について、主務大臣の許可を受けなければならない。ただし、次項の規定により主務大臣の許可を受ける義務が課された役務取引に該当するものについては、この限りでない。

6 主務大臣は、居住者が非居住者との間で行う役務取引（第一項に規定する特定技術に係るもの及び第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に該当するものを除く。）又は外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借若しくは贈与に関する取引（第四項に規定するものを除く。）（以下「役務取引等」という。）が何らの制限なしに行われた場合には、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げ、若しくは国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することを妨げることとなる事態を生じ、この法律の目的を達成することに困難になると認めるとき又は第十条第一項の閣議決定が行われたときは、政令で定めるところにより、当該役務取引等を行うおとする居住者に対し、当該役務取引等を行うことについて、許可を受ける義務を課することができる。

（輸出の許可等）

第四十八条 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定の確実な実施を図るため必要があると認めるときは、同項の特定の種類の貨物を同項の特定の地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする者に対し、政令で定めるところにより、許可を受ける義務を課することができる。

3 経済産業大臣は、前二項に定める場合のほか、特定の種類の若しくは特定の地域を仕向地とする貨物を輸出しようとする者又は特定の取引により貨物を輸出しようとする者に対し、国際収支の均衡の維持のため、外国貿易及び国民経済の健全な発展のため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は第十条第一項の閣議決定を実施するために必要な範囲内で、政令で定めるところにより、承認を受ける義務を課することができる。

（経過措置）

第六十九条の五 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

○外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）（抄）

（役務取引の許可等）

第十七条 法第二十五条第一項に規定する政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術（以下この項、次項及び第十八条の二第一項において「特定技術」という。）を特定の外国（以下この項において「特定国」という。）において提供することを目的とする取引

又は特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引は、別表中欄に掲げる技術と同表下欄に掲げる外国において提供することを目的とする取引又は同表中欄に掲げる技術と同表下欄に掲げる外国の非居住者に提供することを目的とする取引とする。

2 法第二十五条第三項第一号に定める行為をしようとする者（当該行為に係る特定技術を提供することを目的とする取引について同条第一項の許可を受けている者を除く。）は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、経済産業大臣が当該行為の主体、内容その他からみて法の目的を達成するため特に支障がないと認めて指定した行為については、この限りでない。

3 法第二十五条第四項に規定する政令で定める外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引は、次のいずれかに該当する取引とする。

一 輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の外国相互間の移動を伴う当該貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引

二 輸出貿易管理令別表第一の二から一六までの項の中欄に掲げる貨物の外国相互間の移動を伴う当該貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引（当該取引に係る貨物の船積地域又は仕向地が同令別表第三に掲げる地域であるものを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 当該取引に係る当該貨物が核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができ、ロケット若しくは無人航空機であつてその射程若しくは航続距離が三百キロメートル以上のもの（ロ及び第二十七条第二項において「核兵器等」という。）の開発、製造、使用又は貯蔵（ロにおいて「開発等」という。）のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定める場合に該当する場合における当該取引

ロ 当該取引に係る当該貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けた場合における当該取引

4 法第二十五条第一項又は第四項の規定による経済産業大臣の許可を受けようとする者は、経済産業省令で定める手続により、当該許可の申請をしなければならない。

5 第一項又は第三項に規定する取引のうち経済産業大臣が当該取引の当事者、内容その他からみて法の目的を達成するため特に支障がないと認めて指定したものについては、法第二十五条第一項又は第四項の規定による経済産業大臣の許可を受けないで当該取引をすることができる。（別表（第十七条関係）

	技	術	
一	輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術		全地域
		外国	

二	<p>(一) 輸出貿易管理令別表第一の二の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p> <p>(二) 数値制御装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p>	全地域
三	<p>(一) 輸出貿易管理令別表第一の三の項(一)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術</p> <p>(二) 輸出貿易管理令別表第一の三の項(二)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p>	全地域
三の二	<p>(一) 輸出貿易管理令別表第一の三の二の項(一)に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術</p> <p>(二) 輸出貿易管理令別表第一の三の二の項(二)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p>	全地域
四	<p>(一) 輸出貿易管理令別表第一の四の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p> <p>(二) ロケット用のアビオニクス装置又はその部分品の設計に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(一)に掲げるものを除く。</p> <p>(三) ロケット又は無人航空機塔載用の電子計算機の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(一)に掲げるものを除く。</p> <p>(四) オートクレーブの使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p> <p>(五) 原料ガスの熱分解により生成する物質を基材に定着させるための装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p>	全地域
五	<p>(一) 輸出貿易管理令別表第一の五の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p>	全地域

	<ul style="list-style-type: none"> (二) 輸出貿易管理令別表第一の五の項の中欄に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるものの (三) セラミック又はその材料となる物質の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（一）及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。） (四) ポリベンゾチアゾール又はポリベンゾオキサゾールの設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (五) ビニルエーテルのモノマーを含むゴム状のふっ素化合物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (六) 芳香族ポリアミド繊維の製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（一）に掲げるものを除く。） (七) 複合材料の設計に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（四の項の中欄に掲げるものを除く。） (八) 電波の吸収材又は導電性高分子の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（四の項の中欄に掲げるものを除く。） 	
六	<ul style="list-style-type: none"> (一) 輸出貿易管理令別表第一の六の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (二) 輸出貿易管理令別表第一の六の項の中欄に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（二の項の中欄に掲げるものを除く。） (三) 数値制御装置又はコーティング装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（二の項の中欄に掲げるものを除く。） (四) 金属の加工用の装置又は工具（型を含む。）の設計又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（一）から（三）までに掲げるものを除く。） (五) 液圧式引張成形機（その型を含む。）の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（一）から（四）に掲げるものを除く。） (六) 数値制御装置の附属装置の設計に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの 	全地域

七	<p>(一) 輸出貿易管理令別表第一の七の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p> <p>(二) 輸出貿易管理令別表第一の七の項(十六)に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p> <p>(三) 集積回路の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(一)及び四の項の中欄に掲げるものを除く。</p> <p>(四) 超電導材料を用いた装置の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(一)に掲げるものを除く。</p> <p>(五) 電子管又は半導体素子の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(一)に掲げるものを除く。</p>	全地域
八	<p>(一) 輸出貿易管理令別表第一の八の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(四の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(二) 電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(一)及び四の項の中欄に掲げるものを除く。</p>	全地域
九	<p>(一) 輸出貿易管理令別表第一の九の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p> <p>(二) 輸出貿易管理令別表第一の九の項(一)から(三)まで又は(五)から(六)までに掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(一)及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。</p> <p>(三) 通信用に設計したマイクロ波用集積回路の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(七の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(四) 超電導材料を用いた通信装置の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(七の項の中</p>	全地域

	欄に掲げるものを除く。)	
一〇	<p>(一) 輸出貿易管理令別表第一の一〇の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p> <p>(二) 輸出貿易管理令別表第一の一〇の項(二)若しくは(九)から(十一)まで又は一五の項(七)に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(二及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(三) 光学部品の製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(一)に掲げるものを除く。)</p> <p>(四) レーザー発振器の試験装置の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(一)に掲げるものを除く。)</p> <p>(五) 削除</p> <p>(六) レードームの設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(四の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(七) レーザー光に対する物質の耐久性の試験を行うための装置又はその試験に用いる標的の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p>	全地域
一一	<p>(一) 輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p> <p>(二) 輸出貿易管理令別表第一の一の項(一)から(四の二)までに掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(一五の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(三) 削除</p> <p>(四) アビオニクス装置の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(四の項の中欄に掲げるものを除く。)</p>	全地域
一二	(一) 輸出貿易管理令別表第一の一の二の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	全地域

	<p>(二) 輸出貿易管理令別表第一の一三の項の中欄に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p> <p>(三) プロペラの設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(一)及び(二)並びに一五の項の中欄に掲げるものを除く。)</p>	
一三	<p>(一) 輸出貿易管理令別表第一の一三の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(一五の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(二) 輸出貿易管理令別表第一の一三の項の中欄に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(四の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(三) ガスタービンエンジン又はその部分品の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(一)及び(二)並びに一五の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(四) 航空機又はその部分品の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(一)及び一の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(五) デーゼルエンジン又はその部分品の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(一四の項の中欄に掲げるものを除く。)</p>	全地域
一四	<p>輸出貿易管理令別表第一の一四の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p>	全地域
一五	<p>(一) 輸出貿易管理令別表第一の一五の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p> <p>(二) 削除</p> <p>(三) 音波を利用した水中探知装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p> <p>(四) 慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p> <p>(五) ジャイロ天測航法装置又は天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができ</p>	全地域

	<p>る装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (五の二) 水中ソナー航法装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(三)に掲げるものを除く。 (六) ガスタービンエンジンの部分品の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p>	
一六	<p>(一) 輸出貿易管理令別表第一の一六の項(一)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(一、二及び四から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。) (二) 関税率法(明治四十三年法律第五十四号)別表第二五類から第四〇類まで、第五四類から第五九類まで、第六三類、第六八類から第九三類まで又は第九五類に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(一)及び一から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。)</p>	<p>全地域(輸出貿易管理令別表第三に掲げる地域を除く。)</p>

○関税率法(明治四十三年法律第五十四号)(抄)

別表 関税率表(第三条、第六条、第七条、第八条、第九条、第九条の二、第二十条の二関係)

目次

関税率表の解釈に関する通則

第一部 動物(生きているものに限る。)及び動物性生産品

第一類 動物(生きているものに限る。)

第二類 肉及び食用のくず肉

第三類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物

第四類 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品

第五類 動物性生産品(他の類に該当するものを除く。)

第二部 植物性生産品

第六類 生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉

- 第七類 食用の野菜、根及び塊茎
- 第八類 食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮
- 第九類 コーヒー、茶、マテ及び香辛料
- 第一〇類 穀物
 - 第一一類 穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン
 - 第一二類 採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物
 - 第一三類 ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス
 - 第一四類 植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品
 - 第三部 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう
 - 第一五類 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう
- 第四部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品
 - 第一六類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品
 - 第一七類 糖類及び砂糖菓子
 - 第一八類 ココア及びその調製品
 - 第一九類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品
 - 第二〇類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品
 - 第二一類 各種の調製食料品
 - 第二二類 飲料、アルコール及び食酢
 - 第二三類 食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料
 - 第二四類 たばこ及び製造たばこ代用品
- 第五部 鉱物性生産品
 - 第二五類 塩、硫黄、土石類、プラスチック、石灰及びセメント
 - 第二六類 鉱石、スラグ及び灰
 - 第二七類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう
- 第六部 化学工業（類似の工業を含む。）の生産品

- 第二八類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物
- 第二九類 有機化学品
- 第三〇類 医療用品
- 第三一類 肥料
- 第三二類 なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ
- 第三三類 精油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類
- 第三四類 せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスチックをもととした歯科用の調整品
- 第三五類 たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素
- 第三六類 火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料
- 第三七類 写真用又は映画用の材料
- 第三八類 各種の化学工業生産品
- 第七部 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品
- 第三九類 プラスチック及びその製品
- 第四〇類 ゴム及びその製品
- 第八部 皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品
- 第四一類 原皮（毛皮を除く。）及び革
- 第四二類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品
- 第四三類 毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品
- 第九部 木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物
- 第四四類 木材及びその製品並びに木炭
- 第四五類 コルク及びその製品
- 第四六類 わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物
- 第一〇部 木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品

- 第四七類 木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙
- 第四八類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品
- 第四九類 印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案
- 第一部 紡織用繊維及びその製品
 - 第五〇類 絹及び絹織物
 - 第五一類 羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物
 - 第五二類 綿及び綿織物
 - 第五三類 その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物
 - 第五四類 人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品
 - 第五五類 人造繊維の短繊維及びその織物
 - 第五六類 ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品
 - 第五七類 じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物
 - 第五八類 特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布
 - 第五九類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品
 - 第六〇類 メリヤス編物及びクロセ編物
 - 第六一類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）
 - 第六二類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）
 - 第六三類 紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ
 - 第一二部 履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品
 - 第六四類 履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品
 - 第六五類 帽子及びその部分品
 - 第六六類 傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品
 - 第六七類 調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品
 - 第一三部 石、プラスチック、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品
 - 第六八類 石、プラスチック、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品

第六九類 陶磁製品

第七〇類 ガラス及びその製品

第一四部 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣

第七一類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣

第一五部 卑金属及びその製品

第七二類 鉄鋼

第七三類 鉄鋼製品

第七四類 銅及びその製品

第七五類 ニッケル及びその製品

第七六類 アルミニウム及びその製品

第七七類 鉛及びその製品

第七八類 亜鉛及びその製品

第七九類 鋅及びその製品

第八〇類 その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品

第八二類 卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品

第八三類 各種の卑金属製品

第一六部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

第八四類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品

第八五類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

第一七部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品

第八六類 鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）

第八七類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品

第八八類 航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品

第八九類 船舶及び浮き構造物

第一八部 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品

第九〇類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品

第九一類 時計及びその部分品

第九二類 楽器並びにその部分品及び附属品

第一九部 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品

第九三類 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品

第二〇部 雑品

第九四類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物

第九五類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品

第九六類 雑品

第二一部 美術品、収集品及びこつとう

第九七類 美術品、収集品及びこつとう

○輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）（抄）

（輸出の許可）

第一条 外国為替及び外国貿易法（以下「法」という。）第四十八条第一項に規定する政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出は、別表第一中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出とする。

2 法第四十八条第一項の規定による許可を受けようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、当該許可の申請をしなければならない。

（特例）

第四条 法第四十八条第一項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物については、この限り

でない。

一 仮に陸揚げした貨物のうち、本邦以外の地域を仕向地とする船荷証券（航空貨物運送証その他船荷証券に準ずるものを含む。）により運送されたもの（第三号から第五号までにおいて「外国向け仮陸揚げ貨物」という。）を輸出しようとするとき（別表第三に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合には、次に掲げるいずれの場合にも該当しないときに限る。）。

イ その貨物が核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であつてその射程若しくは航続距離が三百キロメートル以上のもの（ロ、第三号、第四号及び第十三条において「核兵器等」という。）の開発、製造、使用又は貯蔵（ロ、第三号及び第四号において「開発等」という。）のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

ロ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。二 次に掲げる貨物を輸出しようとするとき。

イ 外国貿易船又は航空機が自己の用に供する船用品又は航空機用品

ロ 航空機の部分品並びに航空機の発着又は航行を安全にするために使用される機上装備用の機械及び器具並びにこれらの部分品のうち、修理を要するものであつて無償で輸出するもの

ハ 国際機関が送付する貨物であつて、我が国が締結した条約その他の国際約束により輸出に対する制限を免除されているもの

ニ 本邦の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設に送付する公用の貨物

ホ 無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの

ヘ 無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの

三 別表第一の一六の項（一）に掲げる貨物（外国向け仮陸揚げ貨物を除く。）を同項の下欄に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であつて、次に掲げるいずれの場合にも（別表第三の二に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合には、イ、ロ及びニのいずれの場合にも）該当しないとき。

イ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

ロ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

ハ その貨物が別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。ニ及び次号において同じ。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

ニ その貨物が別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許

可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

四 別表第一の一六の項(二)に掲げる貨物(外国向け仮陸揚げ貨物を除く。)を同項の下欄に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であつて、次に掲げるいずれの場合にも(別表第三の二に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、イ及びロのいずれの場合にも)該当しないとき。

イ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

ロ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

ハ その貨物が別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

ニ その貨物が別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

五 別表第一の五から一三まで又は一五の項の中欄に掲げる貨物であつて、総価額が百万円(別表第三の三に掲げる貨物にあつては、五万円)以下のもの(外国向け仮陸揚げ貨物を除く。)を別表第四に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとするとき(別表第三に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、第三号のイ、ロ及びニのいずれの場合にも(別表第三の二に掲げる地域(イラク及び北朝鮮を除く。))を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、同号のイからニまでのいずれの場合にも)該当しないときに限る。)

2 第二条の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第二の三五の三の項(一)及び(六)並びに三七から四五までの項の中欄に掲げる貨物(同表の三五の三の項(一)及び(六)に掲げる貨物にあつては経済産業大臣が告示で定めるもの)に限り、同表の四二の項の中欄に掲げる貨物にあつては向精神薬であつて麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十条の十一第二号の規定に該当する者が輸出するものを除く。)については、この限りでない。

一 仮に陸揚げした貨物を輸出しようとするとき。ただし、別表第二の一、三五及び三五の二の項の中欄に掲げる貨物(同表の一の項の中欄に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものを除く。)を輸出しようとする場合を除く。

二 別表第五に掲げる貨物を輸出しようとするとき。ただし、次に掲げる貨物を輸出しようとする場合を除く。

イ 別表第二の一及び三六の項の中欄に掲げる貨物

ロ 別表第五第二号に掲げる貨物のうち、別表第二の三五及び三五の二の項の中欄に掲げるもの

ハ 別表第五第二号及び第三号に掲げる貨物のうち、別表第二の二に掲げる貨物であつて、北朝鮮を仕向地とするもの

- 三 別表第二の三五の二の項(二)に掲げる貨物であつて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)第十条第二項(同法第十五条の四の七第一項において準用する場合を含む。)に規定する者が輸出しようとするとき。
- 四 別表第六上欄に掲げる者が本邦から出国する際、同表下欄に掲げる貨物を本人が携帯し、又は税関に申告の上別送して、輸出しようとするとき。ただし、別表第二の一の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合、一時的に入国して出国する者が同表の三六の項の中欄に掲げる貨物(経済産業大臣が告示で定めるものを除く。)を輸出しようとする場合及び船舶又は航空機の乗組員が別表第二の二に掲げる貨物を北朝鮮を仕向地として輸出しようとする場合を除く。
- 3 前項に規定する場合のほか、第二条第一項第一号の規定は、総価額が別表第七中欄に掲げる貨物の区分に応じ同表下欄に掲げる金額以下の貨物を輸出しようとする場合には、適用しない。
- 4 第二項に規定する場合のほか、第二条第一項第二号の規定は、総価額が百万円以下の貨物を輸出しようとする場合には、適用しない。

別表第一(第一条、第四条関係)

	貨物	地域
一	(一) 銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾(発光又は発煙のために用いるものを含む。)若しくはこれらの附属品又はこれらの部分品 (二) 爆発物(銃砲弾を除く。)若しくはこれを投下し、若しくは発射する装置若しくはこれらの附属品又はこれらの部分品 (三) 火薬類(爆発物を除く。)又は軍用燃料 (四) 火薬又は爆薬の安定剤 (五) 指向性エネルギー兵器又はその部分品 (六) 運動エネルギー兵器(銃砲を除く。)若しくはその発射体又はこれらの部分品 (七) 軍用車両若しくはその附属品若しくは軍用仮設橋又はこれらの部分品 (八) 軍用船舶若しくはその船体若しくは附属品又はこれらの部分品 (九) 軍用航空機若しくはその附属品又はこれらの部分品	全地域

	<p>(十) 防潜網若しくは魚雷防御網又は磁気機雷掃海用の浮揚性電らん</p> <p>(十一) 装甲板、軍用ヘルメット若しくは防弾衣又はこれらの部分品</p> <p>(十二) 軍用探照灯又はその制御装置</p> <p>(十三) 軍用の細菌製剤、化学製剤若しくは放射性製剤又はこれらの散布、防護、浄化、探知若しくは識別のための装置若しくはその部分品</p> <p>(十三の二) 軍用の細菌製剤、化学製剤又は放射性製剤の浄化のために特に配合した化学物質の混合物</p> <p>(十四) 軍用の化学製剤の探知若しくは識別のための生体高分子若しくはその製造に用いる細胞株又は軍用の化学製剤の浄化若しくは分解のための生体触媒若しくはその製造に必要な遺伝情報を含んでいるベクター、ウイルス若しくは細胞株</p> <p>(十五) 軍用火薬類の製造設備若しくは試験装置又はこれらの部分品</p> <p>(十六) 兵器の製造用に特に設計した装置若しくは試験装置又はこれらの部分品若しくは附属品</p>	
二	<p>次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(一) 核燃料物質又は核原料物質</p> <p>(二) 原子炉若しくはその部分品若しくは附属装置又は原子炉用に設計した発電若しくは推進のための装置</p> <p>(三) 重水素又は重水素化合物</p> <p>(四) 人造黒鉛（四の項の中欄に掲げるものを除く。）</p> <p>(五) 放射線を照射した核燃料物質若しくは核原料物質の分離用若しくは再生用に設計した装置又はその部分品若しくは制御装置</p> <p>(六) リチウムの同位元素の分離用の装置又は核燃料物質の成型加工用の装置</p> <p>(七) ウラン若しくはプルトニウムの同位元素の分離用の装置若しくはその附属装置又はこれらの部分品（三十に掲げるものを除く。）</p> <p>(八) ガス遠心分離機に用いられる周波数変換器又はその部分品</p> <p>(九) ニッケルの粉又はこれを用いて製造した多孔質金属</p> <p>(十) 重水素若しくは重水素化合物の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置</p>	全地域

- (十の二) 三酸化ウラン、六ふつ化ウラン、二酸化ウラン、四ふつ化ウラン、金属ウラン、四塩化ウラン、二酸化プルトニウム、しゅう酸プルトニウム、過酸化プルトニウム、三ふつ化プルトニウム、四ふつ化プルトニウム若しくは金属プルトニウムの製造用の装置若しくはその附属装置又はこれらの部分品
- (十一) ガス遠心分離機の製造に用いられるしごきスピニング加工機又はその部分品(四の項の中欄に掲げるものを除く。)
- (十二) 核兵器の開発又は製造に用いられる工作機械その他の装置であつて、次に掲げるもの
- 1 数値制御を行うことができる工作機械
 - 2 測定装置(工作機械であつて、測定装置として使用することができるものを含む。)
- (十三) 誘導炉、アーク炉若しくはプラズマ若しくは電子ビームを用いた溶解炉又はこれらの附属装置
- (十四) アイソスタチックプレス又はその部分品若しくは制御装置(四の項の中欄に掲げるものを除く。)
- (十五) ロボットであつて、次に掲げるもの若しくはその部分品又はこれらの制御装置
- 1 防爆構造のもの
 - 2 放射線による影響を防止するように設計したもの
- (十六) 振動試験装置又はその部分品(四の項の中欄に掲げるものを除く。)
- (十七) ガス遠心分離機のロータに用いられる構造材料であつて、次に掲げるもの(四の項の中欄に掲げるものを除く。)
- 1 アルミニウム合金
 - 2 炭素繊維、アラミド繊維若しくはガラス繊維、炭素繊維若しくはガラス繊維を使用したプリプレグ又は炭素繊維若しくはアラミド繊維を使用した成型品
 - 3 マルエーディング鋼
 - 4 チタン合金
- (十八) ベリリウム若しくはベリリウム合金の地金若しくはくず若しくはベリリウム化合物又はこれらの半製品若しくは一次製品(電子機器の部分品に用いるベリリウム酸化物の半製品及び一次製品を除く。)
- (十九) 核兵器の起爆用のアルファ線源に用いられる物質又はその原料となる物質(一)に掲げるものを除く。)

- (二十) ほう素一〇
- (二十一) 核燃料物質の製造用の還元剤又は酸化剤として用いられる物質
- (二十二) アクチニドに対して耐食性のある材料を用いたるつば
- (二十三) ハフニウム若しくはハフニウム合金の地金若しくはくず若しくはハフニウム化合物又はこれらの半製品若しくは一次製品
- (二十四) リチウム若しくはリチウム合金の地金若しくはくず若しくはリチウム化合物若しくはリチウム混合物又はこれらの半製品若しくは一次製品
- (二十五) タングステン、タングステンの炭化物又はタングステン合金の一次製品（円筒形のもの、半球形のもの又はこれらを組み合わせたものに限る。）
- (二十六) ジルコニウム若しくはジルコニウム合金の地金若しくはくず若しくはジルコニウム化合物又はこれらの半製品若しくは一次製品
- (二十七) ふっ素製造用の電解槽
- (二十八) ガス遠心分離機のロータの製造用若しくは組立用の装置又はその部分品
- (二十九) 遠心力式釣合い試験機（一面釣合い試験機を除く。）
- (三十) ファイラメントワインディング装置又はその部分品若しくは制御装置
- (三十一) ウランの同位元素の分離に用いられるガスレーザ発振器、固体レーザ発振器又は色素レーザ発振器
- (三十二) 核燃料物質の分析に用いられる質量分析計又はイオン源
- (三十三) 六ふっ化ウランに対して耐食性のある材料を用いた圧力計又はベローズ弁（三の項の中欄に掲げるものを除く。）
- (三十四) ソレノイドコイル形の超電導電磁石
- (三十五) ウランの同位元素の分離用の装置に用いられる真空ポンプ（三の項の中欄に掲げるものを除く。）
- (三十六) 電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置
- (三十七) 電子加速器又はフラッシュ放電型のエックス線装置（四の項の中欄に掲げるものを除く。）
- (三十八) 発射体を用いる衝撃試験機

三	<p>(三十九) 機械式若しくは電子式のストリークカメラ若しくはフレーミングカメラ又はこれらの部分品</p> <p>(四十) 流体の速度を測定するための干渉計、マンガニを用いた圧力測定器又は水晶圧電型圧力センサを用いた圧力変換器</p> <p>(四十一) 核兵器の起爆又はその試験に用いられる貨物であつて、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 三個以上の電極を有する冷陰極管 2 トリガー火花間げき 3 高速度で大電流のスイッチングを行う機能を有する組立品 4 パルス用コンデンサ 5 パルス発生器 6 キセノンせん光ランプの発光装置 <p>(四十二) 陽極パルス立上がり時間が短い光電子増倍管</p> <p>(四十三) トリチウムと重水素との核反応による静電加速型の中性子発生装置</p> <p>(四十四) 放射線被ばくの防止のために用いられる遠隔操作のマニピュレーター</p> <p>(四十五) 放射線を遮へいするように設計した窓又はその窓枠</p> <p>(四十六) 放射線による影響を防止するように設計したテレビカメラ又はそのレンズ</p> <p>(四十七) トリチウム、トリチウム化合物又はトリチウム混合物</p> <p>(四十八) トリチウムの製造、回収又は貯蔵に用いられる装置</p> <p>(四十九) 重水からトリチウムを回収するため又は重水を製造するための白金を用いた触媒</p> <p>(五十) ヘリウム三</p> <p>(一) 軍用の化学製剤の原料となる物質又は軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質若しくはその原料となる物質として経済産業省令で定めるもの</p> <p>(二) 次に掲げる貨物であつて、軍用の化学製剤の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であるもののうち経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>1 反応器</p>
	全地域

四	三の二	
次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの	<p>(一) 軍用の細菌製剤の原料として用いられる生物、毒素若しくはそのサブユニット又は遺伝子であつて、経済産業省令で定めるもの</p> <p>(二) 次に掲げる貨物であつて、軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるもののうち経済産業省令で定める仕様のもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 物理的封じ込めに用いられる装置 2 発酵槽 3 遠心分離機 4 クロスフローろ過用の装置又はその部分品 5 凍結乾燥器 6 物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置 7 粒子状物質の吸入の試験用の装置 8 噴霧器若しくは煙霧機又はこれらの部分品 	<ol style="list-style-type: none"> 2 貯蔵容器 3 熱交換器若しくは凝縮器又はこれらの部分品 4 蒸留塔若しくは吸収塔又はこれらの部分品 5 充てん用の機械 6 かくはん機又はその部分品 7 弁又はその部分品 8 多重管 9 ポンプ又はその部分品 10 焼却装置 11 空気中の物質を検知する装置又はその部分品
全地域	全地域	

- (一) ロケット又はその製造用の装置若しくは工具（型を含む。以下同じ。）若しくは試験装置若しくはこれらの部分品
- (一の二) 無人航空機又はその製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品
- (二) 多段ロケットの各段、再突入機若しくはその部分品、誘導装置若しくは推力の方向を制御する装置又はこれらの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品
- (三) 推進装置であつて次に掲げるもの若しくはその部分品、モータケースのライニング若しくは断熱材若しくは多段ロケットの切離し装置若しくは段間継手又はこれらの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品
- 1 ロケット推進装置
- 2 ターボジェットエンジン、ターボファンエンジン、ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、パルスジェットエンジン、複合サイクルエンジン又はターボプロップエンジン
- (四) しごきスピニング加工機又はその部分品
- (五) サーボ弁又は推進薬の制御装置に使用することができるポンプ若しくはこれに使用することができる軸受
- (六) 推進薬又はその原料となる物質
- (七) (六)に掲げる貨物の製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置又はこれらの部分品
- (八) 連続式若しくはバッチ式の混合機（液体用のものを除く。）又はその部分品
- (九) ジェットミル若しくは粉末状の金属の製造用の装置又はこれらの部分品
- (十) 複合材料、繊維、プリプレグ若しくはプリフォームの製造用の装置又はその部分品若しくは附属品
- (十一) ノズルであつて、原料ガスの熱分解により生成する物質を基材に定着させるためのもの
- (十二) ロケット推進装置のノズル若しくは再突入機の先端部の製造用の装置又はその制御装置
- (十三) アイソスタチックプレス又はその制御装置
- (十四) 炭素及び炭素繊維を用いた複合材料の炭素の密度を増加させるために設計した炉又はその制御装置
- (十五) ロケット又は無人航空機に使用することができる構造材料であつて、次に掲げるもの
- 1 複合材料又はその成型品

- 2 人造黒鉛
 - 3 タングステン、モリブデン又はこれらの合金を主たる構成物質とする粉
 - 4 マルエージング鋼
 - 5 チタンにより安定化されたオーステナイト・フェライト系ステンレス鋼
- (十六) ロケット若しくは無人航空機に使用することができる装置であつて次に掲げるもの若しくはその部分品又はこれらの製造用の装置若しくは工具、試験装置、校正装置若しくは心合わせ装置若しくはこれらの部分品
- 1 加速度計
 - 2 ジャイロスコープ
 - 3 1又は2に掲げる貨物を用いた装置
 - 4 航法装置
 - 5 磁気方位センサー
- (十七) ロケット用若しくは無人航空機用の飛行制御装置若しくは姿勢制御装置又はこれらの試験装置、校正装置若しくは心合わせ装置
- (十八) アビオニクス装置又はその部分品
- (十八の二) ロケット又は無人航空機に使用することができる熱電池（一の項の中欄に掲げるものを除く。）
- (十九) 航空機搭載用又は船舶搭載用の重力計又は重力勾配計
- (二十) ロケット又は無人航空機の発射台又は地上支援装置
- (二十一) ロケット又は無人航空機に使用することができる無線遠隔測定装置、無線遠隔制御装置又は追跡装置
- (二十二) ロケット搭載用の電子計算機
- (二十三) ロケット又は無人航空機に使用することができるアナログデジタル変換器
- (二十四) 振動試験装置若しくはその部分品又はロケット若しくは無人航空機の開発若しくは試験に用いることができる風洞、燃焼試験装置、環境試験装置、電子加速器若しくはこれを用いた装置
- (二十四の二) ロケット設計用の電子計算機
- (二十五) 音波（超音波を含む。以下同じ。）、電波若しくは光の反射若しくは放射を減少させる材料若しくは装置又はこれらの試験装置

五	<p>(二十六) ロケット又は無人航空機に使用することができる集積回路、探知装置又はレードーム</p> <p>次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(一) ふっ素化合物の製品であつて、航空機又は人工衛星その他の宇宙開発用の飛しよう体に使用するように設計したものの</p> <p>(二) ビニリデンフルオリドの圧電重合体又は圧電共重合体</p> <p>(三) 芳香族ポリイミドの製品</p> <p>(四) チタン、アルミニウム又はこれらの合金を超塑性成形又は拡散接合するための工具</p> <p>(五) ニッケル合金、チタン合金、ニオブ合金、アルミニウム合金若しくはマグネシウム合金若しくはこれらの粉又はこれらの製造用の装置若しくはその部分品若しくは付属品(二の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(六) 金属磁性材料</p> <p>(七) ウランチタン合金又はタンゲステン合金(二の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(八) 超電導材料</p> <p>(九) 作動油として使用することができる液体であつて、シラハイドロカーボン油又はクロロフルオロカーボンを主成分とするもの</p> <p>(十) 潤滑剤として使用することができる材料であつて、フェニレンエーテル、アルキルフェニレンエーテル、フェニレンチオエーテル、アルキルフェニレンチオエーテル若しくはこれらの混合物又はふっ化シリコーン油を主成分とするもの</p> <p>(十一) 振動防止用に使用することができる液体であつて、ジブプロモテトラフルオロエタン、ポリクロロトリフルオロエチレン又はポリブプロモトリフルオロエチレンを主成分とするもの</p> <p>(十二) 冷媒用に使用することができる液体であつて、パーフルオロポリアルキルエーテルトリアジンのモノマー、パーフルオロアリアテイクエーテルのモノマー、パーフルオロアルキルアミン、パーフルオロシクロアルカン又はパーフルオロアルカンを主成分とするもの</p> <p>(十三) チタンのほう化物又はこれを用いて製造したセラミックの半製品若しくは一次製品</p> <p>(十四) セラミックの複合材料であつて、その主たる構成物質がガラス、酸化物又はけい素、ジルコニウム若しく</p>	全地域
---	--	-----

	<p>はほう素の炭化物若しくは窒化物であるもの</p> <p>(十五) ポリジオルガノシラン、ポリシラザン又はポリカルボシラザン</p> <p>(十六) ビスマレイミド、芳香族ポリアミドイミド、芳香族ポリイミド、芳香族ポリエーテルイミド、熱可塑性の共重合体、ポリアリーレンケトン、ポリアリーレンスルフィド又はポリビフェニレンエーテルスルホン</p> <p>(十七) ビニリデンフルオリドの共重合体、ふつ化ポリイミド又はふつ化ホスファゼン</p> <p>(十八) 有機繊維、炭素繊維、無機繊維若しくは(十六)に掲げる貨物を用いた繊維若しくはこれらを使用したプリプレグ、プリフォーム若しくは成型品又はこれらの製造用の装置若しくはその部分品若しくは附属品(二、四及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(十九) ほう素若しくは炭化ほう素若しくはこれらの混合物、硝酸グアニジン又はニトログアニジン(二及び四の項の中欄に掲げるものを除く。)</p>	
六	<p>次に掲げる貨物(二の項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(一) 軸受又はその部分品(四の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(二) 数値制御を行うことができる工作機械又はその部分品</p> <p>(三) 歯車製造用の工作機械又はその部分品、附属品若しくは制御装置</p> <p>(四) アイソスタチックプレス又はその部分品若しくは附属品(四の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(五) コーティング装置又はその自動操作のための部分品</p> <p>(六) 測定装置(工作機械であつて、測定装置として使用することができるものを含む。)であつて、次に掲げるもの又はその部分品</p> <p>1 電子計算機又は数値制御装置によつて制御されるもの</p> <p>2 直線上の変位又は角度の変位を測定するためのもの</p> <p>3 表面粗さを測定することができるもの</p> <p>(七) ロボットであつて、次に掲げるもの又はその部分品若しくは制御装置</p> <p>1 実時間で三次元の画像処理又は画像解析をすることができるもの</p> <p>2 防爆構造のもの</p>	全地域

	<p>3 放射線による影響を防止するように設計したもの</p> <p>4 高い高度で使用することができるように設計したもの</p> <p>(八) フィードバック装置、複合回転テーブル又は加工中に中心線の他の軸に対する角度を変更することができるスピンドル</p> <p>(九) 絞りスピニング加工機</p>	
七	<p>次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(一) 集積回路(四の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(二) マイクロ波用機器若しくはその部分品又はミリ波用機器の部分品</p> <p>(三) 弾性波若しくは音響光学効果を利用する信号処理装置又はその部分品</p> <p>(四) 超電導材料を用いた装置</p> <p>(五) 超電導電磁石(二の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(六) 一次セル、二次セル又は太陽電池セル</p> <p>(七) 高電圧用コンデンサ(二の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(八) エンコーダ(四の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(八の二) パルス出力の切換えを行うサイリスタデバイス又はサイリスタモジュール</p> <p>(八の三) 電力の制御又は電気信号の整流を行う半導体素子又は半導体モジュール</p> <p>(九) デジタル方式のビデオ磁気テープ記録装置、計測用の磁気テープ記録装置若しくはデジタル方式のビデオ磁気テープ記録装置を計測用の磁気テープ記録装置として使用するための装置又はこれらの試験用の磁気テープ</p> <p>(十) 波形記憶装置</p> <p>(十の二) 磁気ディスク記録技術を用いたデジタル方式の計測用記録装置</p> <p>(十一) 装置の部分品であつて、周波数シンセサイザーを用いたもの</p> <p>(十二) 信号発生器(周波数シンセサイザーを用いたものに限る。)</p> <p>(十三) 周波数分析器</p> <p>(十四) ネットワークアナライザー</p>	全地域

	八	九
<p>(十五) 原子周波数標準器</p> <p>(十五の二) スプレー冷却方式の熱制御装置</p> <p>(十六) 半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置若しくは試験装置又はこれらの部分品若しくは 附属品</p> <p>(十七) マスク若しくはレチクル又はこれらの部分品若しくは附属品</p> <p>(十八) 半導体基板</p> <p>(十九) レジスト</p> <p>(二十) アルミニウム、ガリウム若しくはインジウムの有機金属化合物又は燐りん、砒ひ素若しくはアンチモンの 有機化合物</p> <p>(二十一) 燐りん、砒ひ素又はアンチモンの水素化物</p> <p>(二十二) 炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム又は窒化アルミニウムガリウムの基板又はインゴット、 ブールその他のプリフォーム</p>	<p>電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品（四の項の中欄に掲げるものを除く。）であつて、経済産業省 令で定める仕様のもの</p>	<p>次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(一) 伝送通信装置又はその部分品若しくは附属品（一五の項の中欄に掲げるものを除く。）</p> <p>(二) 電子式交換装置</p> <p>(三) 光ファイバー通信ケーブル若しくは通信用の光ファイバー又はこれらの附属品</p> <p>(四) 削除</p> <p>(五) フェーズドアレーアンテナ</p> <p>(五の二) 監視用の方向探知機又はその部分品</p> <p>(五の三) 通信妨害装置又はその部分品</p> <p>(五の四) 電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知</p>
	全地域	全地域

	<p>することができる装置</p> <p>(五の五) 無線通信傍受装置又はその部分品</p> <p>(六) (一) から(三) まで若しくは(五) から(五の五) までに掲げる貨物の設計用の装置、製造用の装置、測定装置、試験装置若しくは修理用の装置又はこれらの部分品若しくは附属品</p> <p>(七) 暗号装置又はその部分品</p> <p>(八) 情報を伝達する信号の漏えいを防止するように設計した装置又はその部分品</p> <p>(九) 秘密保護機能を有する情報通信システム又はその部分品</p> <p>(十) 盗聴の検知機能を有する通信ケーブルシステム又はその部分品</p> <p>(十一) (七)、(八) 又は(十) に掲げる貨物の設計用の装置、製造用の装置、測定装置、試験装置又は修理用の装置</p>	
一〇	<p>次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(一) 音波を利用した水中探知装置、船舶用の位置決定装置若しくは船舶用の対地速度力の測定装置又はこれらの部分品(一五の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(一の二) 音波を利用して人の水中における活動を妨害する装置</p> <p>(二) 光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品又は光検出器を用いた装置(二及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(三) センサー用の光ファイバー(九の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(四) 高速度の撮影が可能な映画撮影機、機械式のカメラ若しくはストリークカメラ若しくは電子式のカメラ又はこれらの部分品(二及び一二の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(五) 反射鏡</p> <p>(六) 光学部品であつて、セレン化亜鉛若しくは硫化亜鉛を用いたもの又は宇宙用に設計したもの</p> <p>(七) 光学器械又は光学部品の制御装置</p> <p>(七の二) 非球面光学素子</p> <p>(八) レーザー発振器又はその部分品、附属品若しくは試験装置(二の項の中欄に掲げるものを除く。)</p>	全地域

	<p>(九) 磁力計、水中電場センサー若しくは磁場勾こう配計若しくはこれらの校正装置又はこれらの部分品</p> <p>(十) 重力計又は重力勾こう配計(四の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(十一) レーダー又はその部分品(四及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(十二) 光の反射率の測定装置又はレンズ若しくは反射鏡の表面の形状の測定装置(非接触型のものに限る。)</p> <p>(十三) 重力計の製造用の装置又は校正装置</p> <p>(十四) 光検出器その他の光学部品の材料となる物質又はレーザー発振器用の結晶</p>	
一一	<p>次に掲げる貨物(四の項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(一) 加速度計又はその部分品</p> <p>(二) ジャイロスコープ又はその部分品</p> <p>(三) 慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置又はこれらの部分品</p> <p>(四) ジャイロ天測航法装置、天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置、衛星航法システムからの電波受信装置若しくはこれらの部分品又は航空機用の高度計</p> <p>(四の二) 水中ソナー航法装置又はその部分品(一〇及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(五) (一)から(四の二)までに掲げるものの試験装置、校正装置、心合わせ装置又は製造用の装置</p>	全地域
一二	<p>次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(一) 潜水艇、エアクッション船、水中翼船又は水線面積を小さくすることによつて造波抵抗を減少させるように設計した船舶(一及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(二) 船舶の部分品又は附属装置(一及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(三) 水中から物体を回収するための装置</p> <p>(四) 水中用のカメラ又はその附属装置(二の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(五) 水中用のロボット(二及び六の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(六) 大気から遮断された状態で使用することができる動力装置</p> <p>(七) 回流水槽</p>	全地域

	<p>(八) 浮力材</p> <p>(九) 閉鎖回路式又は半閉鎖回路式の自給式潜水用具</p>	
一三	<p>次に掲げる貨物(四の項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(一) ガスタービンエンジン又はその部分品</p> <p>(二) 人工衛星その他の宇宙開発用の飛しょう体又はその部分品</p> <p>(三) ロケット推進装置又はその部分品</p> <p>(四) 無人航空機又はその部分品若しくは附属装置</p> <p>(五) (一) から(四) まで若しくは一五の項(十) に掲げるものの試験装置、測定装置、検査装置、製造用の装置若しくは工具又はこれらの部分品</p>	全地域
一四	<p>(一) 粉末状の金属燃料(アルミニウムの粉を含み、四の項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(二) 火薬又は爆薬の主成分、添加剤又は前駆物質となる物質であつて、経済産業省令で定めるもの</p> <p>(三) 非磁性材料を用いたディーゼルエンジン又はその部分品であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(四) 削除</p> <p>(五) 自給式潜水用具又はその部分品であつて、経済産業省令で定める仕様のもの(一二の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(六) 航空機で輸送することができるよう特に設計した土木機械又はその部分品</p> <p>(七) ロボット若しくはその制御装置又はこれらの部分品であつて、経済産業省令で定める仕様のもの(二、六及び一二の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(八) 電気制動シャッター(カメラ用に設計したものを除く。)であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(九) 催涙剤若しくはくしゃみ剤(個人護身用のものを除く。)又はこれらの散布、防護、探知若しくは識別のための装置若しくはその部分品であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(十) 簡易爆発装置の除去その他の処理のための装置又はその部分品若しくは附属品であつて、経済産業省令で定</p>	全地域

	<p>める仕様のもの（一五の項の中欄に掲げるものを除く。）</p> <p>（十一） 爆発物を自動的に探知し、又は識別するように設計した電子式の装置であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p>	
一五	<p>次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>（一） 無機繊維又は五の項（十六）に掲げる貨物を用いた繊維を使用した成型品</p> <p>（二） 電波の吸収材又は導電性高分子（四の項の中欄に掲げるものを除く。）</p> <p>（三） 核熱源物質（二の項の中欄に掲げるものを除く。）</p> <p>（四） チャネルの数が一、〇〇〇を超えるデジタル制御方式の伝送通信装置又はその部分品若しくは附属品</p> <p>（四の二） 簡易爆発装置を事前に爆発させ、又はその爆発を防止するように設計した無線送信装置</p> <p>（五） 音波を利用した水中探知装置又はその部分品</p> <p>（六） 宇宙用に設計した光検出器</p> <p>（七） 送信するパルス幅が一〇〇ナノ秒以下のレーダー又はその部分品</p> <p>（八） 潜水艇であつて、単独で航行できるもの（一の項の中欄に掲げるものを除く。）</p> <p>（九） 排水量が一、〇〇〇トン以上の船舶に使用することができる防音装置（一の項の中欄に掲げるものを除く。）</p> <p>（十） ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン若しくは複合サイクルエンジン又はこれらの部分品（四の項の中欄に掲げるものを除く。）</p>	全地域
一六	<p>（一） 次に掲げる貨物（一、二及び四から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。）であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>1 ニッケル合金又はチタン合金</p> <p>1の2 焼結磁石</p> <p>1の3 1の2に掲げるものの製造用の装置又はその部分品</p> <p>2 作動油として使用することができる液体であつて、りん酸とクレゾールとのエステル、りん酸トリス（ジメ</p>	<p>全地域（別表第三に掲げる地域を除く。）</p>

-
- 3 チルフェニル）又はりん酸トリ・ノルマル・ブチルを含むもの
 - 3 有機繊維、炭素繊維又は無機繊維
 - 4 軸受又はその部分品
 - 5 工作機械その他の装置であつて、次に掲げるもの又はその部分品
 - イ 数値制御を行うことができる工作機械
 - ロ 鏡面仕上げを行うことができる工作機械（数値制御を行うことができるものを除く。）
 - ハ 測定装置（工作機械であつて、測定装置として使用することができるものを含む。）
 - 6 二次セル
 - 7 波形記憶装置
 - 8 電子部品実装ロボット
 - 9 電子計算機又はその部分品
 - 10 伝送通信装置又はその部分品
 - 11 フェーズドアレーアンテナ
 - 12 通信妨害装置又はその部分品
 - 13 電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置
 - 14 光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品又は光検出器を用いた装置
 - 15 センサー用の光ファイバー
 - 16 レーザー発振器又はその部分品
 - 17 磁力計、水中電場センサー若しくは磁場勾配計又はこれらの部分品
 - 18 重力計
 - 19 レーダー又はその部分品
 - 20 加速度計又はその部分品
 - 21 ジャイロスコープ又はその部分品
 - 22 慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置又はこれらの部分品
-

- | | |
|--|---|
| <p>23 ジャイロ天測航法装置、天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置、衛星航法システムからの電波受信装置若しくはその部分品又は航空機用の高度計</p> <p>24 水中用のカメラ又はその附属装置</p> <p>25 大気から遮断された状態で使用することができる動力装置</p> <p>26 開放回路式の自給式潜水用具又はその部分品</p> <p>27 ガスタービンエンジン又はその部分品</p> <p>28 ロケット推進装置又はその部分品</p> <p>29 若しくは28に掲げるものの製造用の装置又はその部分品</p> <p>30 航空機又はその部分品</p> <p>31 ロケット若しくは航空機の開発若しくは試験に用いることができる振動試験装置、風洞、環境試験装置又はこれらの部分品</p> <p>32 フラッシュ放電型のエックス線装置</p> <p>(二) 関税率法(明治四十三年法律第五十四号)別表第二五類から第四〇類まで、第五四類から第五九類まで、第六三類、第六八類から第九三類まで又は第九五類に該当する貨物(一)及び一から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。</p> | <p>23</p> <p>24</p> <p>25</p> <p>26</p> <p>27</p> <p>28</p> <p>29</p> <p>30</p> <p>31</p> <p>32</p> <p>(二)</p> <p>第六三類、第六八類から第九三類まで又は第九五類に該当する貨物(一)及び一から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。</p> |
|--|---|

別表第三(第四条関係)

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国

別表第三の二(第四条関係)

アフガニスタン、コンゴ民主共和国、コートジボワール、エリトリア、イラク、レバノン、リベリア、北朝鮮、シエラレオネ、ソマリア、スーダン

別表第三の三(第四条関係)

別表第一の五の項(十四)若しくは(十八)、七の項(十五)、八の項の中欄、九の項(一)若しくは(六)、一〇の項(一)、(二)、

(四)、(六)、(七)、(九)若しくは(十一)、一二の項(一)、(二)、(五)若しくは(六)若しくは一三の項(五)に掲げる貨物であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの又は同表の一五の項の中欄に掲げる貨物

○貿易関係貿易外取引等に関する省令(平成十年通商産業省令第八号)(抄)

(許可を要しない役務取引等)

第九条 令第十七条第二項に規定する経済産業大臣が指定する行為は、次の各号のいずれかに該当する行為とする。

一 次項各号に掲げる取引に関する行為

二 法第二十五条第一項の許可を受けた居住者からその許可された取引により技術の提供を受けた者が行う当該許可に係る取引に関する行為
令第十七条第五項に規定する経済産業大臣が指定する取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。

一 経済産業大臣が行う取引

二 令別表中欄に掲げる技術(宇宙開発に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協力に関する交換公文に基づき我が国に移転された技術を除く。)を本邦又は外国(輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号。以下「輸出令」という。)別表第三に掲げる地域に該当する外国をいう。以下この号において同じ。)において居住者又は外国の非居住者に提供することを目的とする取引であつて、防衛大臣が行うもの
二の二 令別表中欄に掲げる技術を外国において防衛大臣に提供することを目的とする取引であつて、居住者が行うもの

三 日本国政府が外国政府に対して行う賠償又は無償の経済協力若しくは技術協力に関する協定に基づいて居住者又は非居住者が行う役務取引
三の二 核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定又は核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書の実施のために国際原子力機関に対して行う技術を提供することを目的とする取引

三の三 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)第三十条で規定する国際機関の指定する者が、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約で定める範囲内で、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質又はこれらの物質の原料となる物質を取り扱う場所その他の場所であつて国際機関が指定するものに立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは撮影し、関係者に質問し、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り試料を無償で収去するときの当該国際機関が指定する者に対して行う技術を提供することを目的とする取引

四 法第二十五条第一項に規定する取引を行おうとする者が当該取引に係る申請の際にあらかじめ当該申請に係る取引により技術の提供を受けた者が当該技術を利用する者に当該技術を提供することを目的とする取引を行うことを明らかにして許可を受けた場合における、当該許可さ

れた取引により技術の提供を受けた者が行う当該利用する者に当該技術を提供することを目的とする取引

五 外国において提供を受けた令別表の一の項の中欄に掲げる技術（当該技術の内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の輸出、本邦内にある電気通信設備からの当該技術の内容とする情報の電気通信による送信又は当該技術を保有する本邦に存する者の出国により提供を受けたものを除く。）に係る取引であつて、当該取引に際して、当該技術の内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の輸出、本邦内にある電気通信設備からの当該技術の内容とする情報の電気通信による送信又は当該技術を保有する本邦に存する者の当該取引のための出国を伴わないもの（以下「外国間等技術取引」という。）。ただし、当該技術の内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の外国相互間の移動又は外国において受信されることを目的として当該外国以外の外国にある電気通信設備から行う当該技術の内容とする情報の送信を伴う取引であつて、居住者が行うものを除く。

六 外国において提供を受けた令別表の二から一六までの項の中欄に掲げる技術（当該技術の内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の輸出、本邦内にある電気通信設備からの当該技術の内容とする情報の電気通信による送信又は当該技術を保有する本邦に存する者の出国により提供を受けたものを除く。）に係る外国間等技術取引。ただし、当該技術の内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の外国（輸出令別表第三に掲げる地域以外の外国をいう。以下この号において同じ。）相互間の移動又は外国において受信されることを目的として当該外国以外の外国にある電気通信設備から行う当該技術の内容とする情報の送信を伴う取引であつて居住者が行うものうち、次のいずれかに該当するものを除く。

イ 当該技術が核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であつてその射程若しくは航続距離が三百キロメートル以上のもの（以下「核兵器等」という。）の開発、製造、使用又は貯蔵（以下「開発等」という。）のために利用されるおそれがある場合として経済産業大臣が告示で定めるとき

ロ 当該技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合として経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき
七 前号に掲げるもののほか、令別表の一六の項（一）に掲げる技術を提供することを目的とする取引であつて、当該技術の内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の提供若しくは電気通信による当該技術の内容とする情報の送信を伴わないもの又は次に掲げるいずれの場合にも（本邦又は外国（輸出令別表第三の二に掲げる地域以外の外国をいう。以下この号及び次号において同じ。）において居住者又は外国の非居住者に提供することを目的とする取引にあつては、イ、ロ及びニのいずれの場合にも）該当しないもの

イ その技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合として経済産業大臣が告示で定めるとき。

ロ その技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

ハ その技術が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。ニ及び次号において同じ。）の開発、製造又

は使用のために利用されるおそれがある場合として経済産業大臣が告示で定めるとき。

ニ その技術が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき

八 第六号に掲げるもののほか、令別表の一六の項(二)に掲げる技術を提供することを目的とする取引であつて、当該技術の内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の提供若しくは電気通信による当該技術の内容とする情報の送信を伴わないもの又は次に掲げるいずれの場合にも(本邦又は外国において居住者又は外国の非居住者に提供することを目的とする取引にあつては、イ及びロのいずれの場合にも)該当しないもの

イ その技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合として経済産業大臣が告示で定めるとき。

ロ その技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

ハ その技術が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合として経済産業大臣が告示で定めるとき。

ニ その技術が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

九 公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する取引(特定の者に提供することを目的として公知とする取引を除く。)であつて、以下のいずれかに該当するもの

イ 新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術を提供する取引

ロ 学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術を提供する取引

ハ 工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術を提供する取引

ニ ソースコードが公開されているプログラムを提供する取引

ホ 学会発表用の原稿又は展示会等での配布資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする取引

十 基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引

十一 工業所有権の出願又は登録を行うために、当該出願又は登録に必要な最小限の技術を提供する取引

十二 貨物の輸出に付随して提供される使用に係る技術(プログラム及び経済産業大臣が告示で定めるものを除く。)であつて、当該貨物の据

付、操作、保守又は修理のための必要最小限のものを当該貨物の買主、荷受人又は需要者に対して提供する取引（輸出の許可を受けた日又は貨物の輸出契約の発効した日のいずれか遅い日以降に提供されるものに限る。）。ただし、当該技術のうち、保守又は修理に係る技術の提供については、次のいずれかに該当するものを除く。

イ 当該貨物の性能、特性が当初提供したものよりも向上するもの

ロ 修理技術であつて、その内容が当該貨物の設計、製造技術と同等のもの

ハ 令別表中欄に掲げる技術であつて、貨物の設計、製造に必要な技術が含まれるもの

十三 プログラムの提供に付随して提供される使用に係る技術（プログラム及び経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）であつて、当該プログラムのインストール、操作、保守又は修理のための必要最小限のものを当該プログラムの取引の相手方又は利用する者に対して提供する取引（役務取引の許可を受けた日又はプログラムの提供契約の発効した日のいずれか遅い日以降に提供されるものに限る。）。ただし、当該技術のうち、保守又は修理に係る技術の提供については、次のいずれかに該当するものを除く。

イ プログラムの機能、特性が当初提供したものよりも向上するもの

ロ 修理技術であつて、その内容がプログラムの設計、製造技術と同等のもの

ハ 令別表中欄に掲げる技術であつて、プログラムの設計、製造に必要な技術が含まれるもの

十四 プログラムを提供する取引であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 令別表中欄に掲げるプログラム（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）であつて、次の（一）及び（二）に該当するものを提供する取引。ただし、外国（輸出令別表第三に掲げる地域以外の外国をいう。以下この号において同じ。）において提供する取引（販売されるものに限る。）又は外国の非居住者に提供する取引にあつては、第七号イ、ロ及びニのいずれかに（輸出令別表第三の二に掲げる地域に該当する外国において提供する取引（販売されるものに限る。）又は当該地域に該当する外国の非居住者に提供する取引にあつては、第七号イからニまでのいずれかに）該当するものを除く。

（一） 購入に関して何らの制限を受けず、店頭において又は郵便、信書便事業者（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号。以下「信書便法」という。）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者をいう。以下同じ。）による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）若しくは電気通信の送信による注文により、販売店の在庫から販売されるもの又は使用者に対し何らの制限なく無償で提供されるもの

（二） 当該プログラムの使用に際して当該プログラムの供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計されているもの

ロ 削除

ハ 輸出令別表第一の中欄に掲げる貨物（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）と同時に提供される当該貨物を使用するために特別に設計されたプログラムであつて、いかなる形でもソースコードが提供されないものを提供する取引

ニ 役務取引許可を受けて提供したプログラムについて、次の（一）又は（二）に該当するプログラムを当初役務取引許可を受けた取引の相手方又は利用する者に対して提供する取引

（一） 許可を受けた範囲を超えない機能修正を行ったもの又は機能修正を行うためのもの

（二） 本邦から輸出された貨物を本邦において修理した後再輸出される貨物と同時に提供されるプログラムであつて、役務取引許可を受けて提供したものと同一のもの

十五 本邦において原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二条第二号に規定する原子力緊急事態又は同条第一号に規定する原子力災害等の災害が発生した場合における援助の用に供するため外国政府、国際機関等から輸入した貨物に付随して提供された使用に係る技術を、当該援助の終了後当該貨物の返送のための輸出に付随して提供する取引

3 令第十八条第一項に規定する経済産業省令で定める役務取引は、外国為替及び外国貿易法における主務大臣を定める政令（昭和五十五年政令第二百五十九号。次条第一項において「主務大臣政令」という。）第一条第一号イに掲げる取引又は同号ロに掲げる取引に該当する役務取引で次の各号の一に該当する取引とする。

一 令第十八条第一項に掲げる役務取引のうち、鉱産物（核原料物質及び核燃料物質を除く。）の加工又は貯蔵に係るもの及び当該役務取引の対価が一千万円相当額以内のもの

二 前項第一号から第三号までに掲げる取引